

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	児童福祉の向上を図るために地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を実施する市内の私立保育園等を設置している者に対し、その事業に要する経費について補助金を交付する。
補助事業者	市内の私立保育所等
補助対象経費	地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を実施するために必要な経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱に定める額
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱の定める基準額（国1/3、県1/3、市1/3で負担）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	地域の子育て家庭に対する育児支援や、保護者の就労形態の多様化及び保護者の急病、急な介護等の緊急時に伴う一時的な保育に対応することを目的に交付するため。
補助制度開始	平成25年6月21日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	対象保育所等に案内
事業担当	（担当部署） 子ども若者課 子育て支援係（地域子育て支援拠点）、園児支援係（一時預かり）
	（電話番号） 0259-63-3126